国民年金シリーズ⑤

年金制度を知ろう

公的年金は、将来の生活を支える老齢年金、障害の状態になったときの障害年金、死亡のときの遺族年金として、国が支給し、わたしたちの暮らしを守ることを目的とした大切な社会保障制度です。
今回は年金制度のしくみについてお知らせします。

市民課保険年金係　☎㉕１１４８
伊勢年金事務所　☎０５９６㉗３６０４

年金制度の種類

公的年金には、「国民年金」「厚生年金」「共済年金」があり、なかでも国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上のすべてのかたを加入対象としています。

国民年金加入者の種別

- 第1号被保険者…農林漁業・自営業者、学生など
- 第2号被保険者…厚生年金・共済年金の加入者
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

厚生年金などに加入しているかたも国民年金に加入しています。

年金から受けられる3つの保障

公的年金から受けられる年金には、「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」があります。加入している年金制度により、受けられる年金が異なります。

保険料の納付と受給

保険料が未納である場合、老齢年金だけではなく、障害年金や遺族年金も受給できない場合があります。将来や万が一のときのため保険料の納付をお願いします。保険料の支払いが困難なときは、免除制度を利用してください。

障害年金

障害基礎年金
一定の要件を満たしたかたが、国民年金加入中に初診日のある病気やけが、あるいは20歳前の疾病などで一定の障害状態（国民年金の障害等級の１級・２級）になった場合に支給されます。なお、初診日の前々月までの被保険者期間のうち３分の２以上の保険料納付済期間（免除期間などを含む）があることなどの保険料納付要件があります。

障害厚生年金
厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで一定の障害状態になった場合に支給されます。保険料納付要件は、障害基礎年金とほぼ同様です。障害の程度に応じて、１級、２級、３級があり、その他に障害手当金（一時金）があります。

老齢年金

老齢基礎年金
国民年金保険料を納めた期間（免除期間などを含む）が原則25年以上あるかたが、65歳から受けられる年金です。

老齢厚生年金
厚生年金から受けられる老齢年金のことで、65歳から本来の老齢厚生年金と60歳代前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金と報酬比例相当分）があります。

遺族年金

遺族基礎年金
次のいずれかに該当するかたが死亡したとき、生計を維持されていた「子のある妻」、または「子」に、子が18歳に到達した年度末まで、あるいは１級、２級の障害のある子の場合は20歳になるまで支給されます。
（１）国民年金加入中。また、かつて国民年金に加入していて60歳以上65歳未満で日本在住中
（２）老齢基礎年金を受給中
（３）老齢基礎年金の受給資格を満たしたかた
なお、（１）に該当するかたが死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち３分の２以上の保険料納付済期間（免除期間などを含む）があることなどの保険料納付要件があります。

寡婦年金
国民年金第１号被保険者期間のみで保険料納付済期間等が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合は、遺族基礎年金を受けられない妻（婚姻期間10年以上）に、60歳から65歳未満まで支給されます。

死亡一時金
国民年金第一号被保険者として保険料を３年以上納めているかたが、年金を受けずに死亡したとき、遺族に支給されます。（遺族基礎年金・寡婦年金と併給できません）

遺族厚生年金
厚生年金に加入中または加入者であったかたで、一定の要件を備えたかたが死亡したとき、遺族に支給されます。保険料納付要件は遺族基礎年金とほぼ同様です。

日本年金機構よりお知らせ

「あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を」

年金記録問題への新たな取り組みとして、平成25年2月より、気になる年金記録、再確認キャンペーンを実施します。年金受給者のかたへは「ねんきんネットアクセスキー」の通知を、加入者のかたへは誕生月に定期便を送付します。年金記録の再度の確認をお願い します。